

佐野市告示第176号

放置自転車の撤去

佐野市自転車放置防止条例（平成17年佐野市条例第20号）第9条第1項及び第4項の規定により撤去し、及び保管した放置自転車について、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年8月16日

佐野市長 岡部正英

- 1 自転車が放置されていた場所及びその種別等
別紙のとおり
- 2 撤去した年月日
別紙のとおり
- 3 撤去した自転車の返還を行う日時
令和元年8月16日から令和元年11月13日
午前6時から午後10時まで
- 4 返還方法
返還を受けようとする者は、佐野駅前自転車駐車場（Tel 21-5528）
に申し出て、所定の手続をとるものとする。
- 5 返還を行う場所
佐野駅前自転車駐車場

別紙

放置自転車一覧

番号	撤去番号	撤去日	放置場所	種別	色	防犯登録番号	車体番号
1	33	令和元年7月24日	富岡町294	軽快	ブラック		EP39909
2	駅北49	令和元年7月29日	駅北 佐野駅北口エレベーター側	軽快	ブラック	30-96104	H610090080
3	34	令和元年8月6日	堀米町1157	軽快	レッド		YK0080402380
4	35	令和元年8月9日	高萩町312-1	軽快	エンジ		FCA2A66484
合計				4台			